

第 8 章 国際機関及び国際協力

第 1 節 国際機関

1 概 況

通信はその本来的性質からみて世界的なものであり、世界を通信で結ぶためには、まず第一に国際間に統一された合意を必要とする。そのため、郵便及び電気通信に関する国際協力を維持・増進するための政府間国際機関である万国郵便連合（UPU）及び国際電気通信連合（ITU）は、他の国際機関に先駆けて早くから設立され、既に 100 年に及ぶ歴史を有し、また、加盟国数においても 150 か国を越す大きな組織となっている。

一方、宇宙空間の静止衛星軌道に衛星を打ち上げ、広帯域通信網を改善しようという構想の下に発足した国際電気通信衛星機構（インテルサット）も既に 13 年を経過し、そのメンバも 100 か国を超え、またサービスの範囲もグローバルな発展をみせている。

インテルサットは、人類の宇宙憲章といわれる「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」の法秩序の下に宇宙を背景に確立された国際機構であり、今後進展が予想される海事衛星や海底資源開発等の国際協力分野に先例を提供するものとして評価されている。

また、海事通信の分野に衛星通信を導入することを目的とする国際海事衛星機構（インマルサット）及びアジア・太平洋地域内の電気通信の開発と電気通信網の完成を推進することを目的とするアジア・太平洋電気通信共同体の両機構の設立が進められている。

2 万国郵便連合 (UPU)

(1) 概 要

万国郵便連合（加盟国 158）は、創設以来百年有余の歴史を有する国際連合の専門機関の一つで、郵便業務の効果的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力の発展に寄与することを目的とする政府間国際機関である。

我が国は、1877年（明治10年）以来100年の歴史を有する加盟国であって、現在、連合の常設機関である執行理事会及び郵便研究諮問理事会の理事国として連合の活動において指導的な役割を果たしてきている。

連合の最高意思決定機関としては、原則として5年に1回開催される大会議があり、連合の条約類は、この大会議で検討、改正される。最近の大会議は、1974年にスイスのローザンヌで開催され、改正条約は、1976年（昭和51年）1月1日から効力を生じている。我が国は、加入が義務的である万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約、並びに、加入が任意である価格表記書状に関する約定及び小包郵便物に関する約定等諸条約の当事国である。

なお、我が国は、スイスのベルヌにある国際事務局に職員2名を出向させている。

(2) 執行理事会 (CE)

執行理事会は、大会議から大会議までの間の連合の事業の継続を確保することを任務とし、連合の年次予算等の審査、承認を行うほか、大会議から付託された案件を研究し、その結果を条約類の改正案等の形で次の大会議に提出する。理事国は、大会議ごとに選出され、年1回連合の所在地で会合する。

1977年の年次会合は、5月2日から18日まで開催され、大会議から付託された約60件の研究課題について、次期大会議（1979年にブラジルで開催予定）への報告案を作成するため、過去2年間の研究結果に基づき一応の結論

を得たほか、1977年及び1978年の連合の予算を審査、承認した。我が国は、財政委員会の議長国としてこの委員会を主宰した。

(3) 郵便研究諮問理事会 (CCEP)

郵便研究諮問理事会は郵便に関する技術上、業務上、経済上及び技術協力上の問題につき研究を行い、意見を表明することを任務とする常設機関であり、理事国は、大会議ごとに選出され、また、その活動期間は次期大会議開催の年までの5年間とされている。

1974年のローザンヌ大会議の決議に基づく付託等により、1974年から本理事会が取り扱うこととなった研究課題は約60件あり、これらはいずれも1979年の次期大会議前に報告書にまとめられることとなっている。

上記の研究課題のうち、我が国は25の課題について作業部会に参加し、そのうちの3件については研究を主宰し、かつ、そのとりまとめ、報告の任にあたる主査国となっている。

なお、本理事会の1977年の年次会合は1977年11月14日から18日までスイスのベルヌで開催された。

(4) アジア＝オセアニア郵便連合 (AOPU)

アジア＝オセアニア郵便連合は、アジア及びオセアニアの地域内における郵便業務の改善及び郵便上の協力関係の緊密化を図るためにUPU憲章に基づいて設立された限定郵便連合であり、現在、域内のUPU加盟国中14か国が加盟している。

我が国は、1968年(昭和43年)に加盟し、以来、特に技術協力の面で積極的に貢献しており、郵便業務の面では、本連合加盟国あて船便の書状及び葉書の料金につき一般外国あての料金を40%引き下げている。

この連合の最高機関は大会議であるが、第3回大会議は、1975年11月にオーストラリアのメルボルンで開催された。この際に締結された条約は、1977年5月1日から施行されている。

また、この連合の事業の継続を確保することを任務とする執行理事会は、すべての加盟国で構成され、原則として1年に1回会合することとされている。

る。1977年の年次会合は、10月31日から11月3日までニュー・ジーランドのロトルアで開催され、大会議から付託された研究課題を検討し、1978年の連合の予算を審査、承認した。

3 国際電気通信連合 (ITU)

(1) 概 要

国際電気通信連合（加盟国 154）は、国際連合の専門機関の一つで電気通信の分野において広い国際的責任を有する政府間国際機関である。

我が国は、1879年に万国電信条約に加入して以来、引き続いて累次の条約の当事国となり、電気通信の分野における国際協力の実をあげてきており、1959年以降は、連合の管理理事会の理事国及び国際周波数登録委員会の委員の選出国として連合の活動に積極的に参加している。また、連合の本部職員として我が国から現在5名が派遣されている。

(2) 管理理事会

管理理事会は、条約、業務規則、全権委員会議の決定並びに連合の他の会議及び会合の決定の実施を容易にするための措置をとり、全権委員会議から付託された案件を処理することを任務としている。

第32回会期管理理事会は、1977年5月23日から6月10日まで3週間スイスのジュネーブにおいて開催され、連合の会議・会合の計画、1978年度予算、人事関係、技術協力関係等について検討を行った。

(3) 航空移動 (R) 業務に関する世界無線通信主管庁会議

(注) 航空移動 (R) 業務とは、国内民間航空路又は国際民間航空路に沿う飛行の安全及び正常運航を主として担当する航空局と航空機局との間の無線通信業務をいう。

ア. 会議の概要

上記の会議は、1978年2月6日から3月5日までジュネーブにおいて、国際電気通信連合 (ITU) の連合員 (加盟国) 92か国及び関係国際機関の各代表並びに ITU 事務総局職員を加えて約 400 名が出席して開催された。

この会議では、航空移動（R）業務に分配された短波周波数帯（HF）の無線電話方式を現在の両側波帯（DSB）方式から単側波帯（SSB）方式による運用への移行を決定し、これに伴うSSB無線電話方式の技術基準を作成し、航空機の発達等による航空事情に対応するため、主要世界航空路区域（MWARA）、航空気象放送区域（VOLMET）、地域的・国内航空路区域（RDARA）を新設又は変更し、更に、長距離運航管理通信に対して、世界を5の区域に分け、これらの区域に必要な周波数をそれぞれ分配した。

会議の諸決定は、最終文書に収録されており、この最終文書には、82か国が署名した。また、最終文書は、1979年9月1日グリニッジ標準時0001から発効し、新周波数区域分配計画は、1983年2月1日グリニッジ標準時0001から実施される。

イ. 会議の成果

① 周波数区域分配計画

周波数分配区域については、1966年に開催されたこの種の会議以後の航空交通事情の変化に対応させるために、区域の新設あるいは変更等が行われた。我が国に直接関係する区域の新設及び変更は次のとおりである。

MWARA (主要世界航空路区域)	東京—モスクワ路線をカバーするための区域としてNCA (North Central Asia) 区域が新たに設けられた。また、現行のFE (Far East) 区域を廃止することにより中国、日本、インド及び東南アジアをカバーする区域としてEA (East Asia) 区域が新たに設けられた。更に、現行のCWP (Central West Pacific) 区域の南方への拡大及びNP (North Pacific) 区域を全体的に西方にずらす等の修正がなされた。
----------------------	--

VOLMET (航空気象放送区域)	PAC (Pacific) 区域について、現行の送信区域を東に拡大し、東部太平洋を含むようにしたこと及び受信区域を全体的に南方にずらすこと等の修正がなさ
----------------------	--

れた。

RDARA 現行 Air Route Area 6 に Sub-RDARA G の区
 (地域的・国内) 域を新たに設け、これに伴って、Sub RDARA B
 (航空路区域) 及びFの区域の修正がなされた。

また、航空機の安全と正常運行のために、一定区域内にある航空局と世界のいかなる地点にある航空機との間でも通信を行うことができる運航管理通信に世界的使用 (World-wide use) という新しい概念が認められた。この用途のために、新しく 74 の周波数が、日本の提案に基づいて、世界を5の地域に分けて、分配された。

第2—8—1表 区域分配された周波数のうち我が
 国の使用にかかわる周波数

区 分	3 MHz	3.5 MHz	4.7 MHz	5.6 MHz	6.6 MHz	9 MHz	10 MHz	11.3 MHz	13.3 MHz	18 MHz
MWARA	5波	3波	2波	7波	6波	2波	4波	3波	7波	4波
RDARA	4波	4波	—	5波	5波	5波	3波	5波	1波	2波
VOLMET	1波	—	—	—	1波	1波	—	—	1波	—
World wide use	1波	—	1波	—	1波	2波	2波	2波	4波	5波
	(11)	(7)	(3)	(12)	(13)	(10)	(9)	(10)	(13)	(11)

② 技術基準

周波数区域分配計画の作成のための技術基準については、今回の会議において現行の両側波帯 (DSB) 無線電話方式に替えて単側波帯 (SSB) 無線電話方式を全面的に導入することとなったことに伴い、必要となった改正がなされた。

改正された技術基準の主な事項は次のとおりである。

- (ア) 搬送 (基準) 周波数の間隔は、一律に 3 kHz とする。
- (イ) 発射の種別は、原則として、A3J, A2H, A7J 及び A9 とし、一定の条件の下では A3, A3H, A1 及び F1 の発射が認められる。

(㉒) 周波数の許容偏差は、航空局 10 Hz、航空機局 20 Hz、国内航空専用航空局に対して 50 Hz (20 Hz を勧奨) とした。

(㉓) 空中線電力の最大値は、航空局 6 kW (但し、A1 及び F1 等については、1.5 kW)、航空機局 400W (但し、A1 及び F1 等については、100W) とした。

なお SSB 無線電話方式の導入により、分配可能チャンネル数は、411 チャンネル (現在は、171チャンネル) となった。

③ 決議及び勧告

航空移動 (R) 業務に関連して、周波数の有効使用、新周波数区域分配計画の実施及び同計画への移行に関するもの等、8 件の決議、9 件の勧告を採択した。

(4) 国際無線通信諮問委員会 (CCIR)

CCIR は、無線通信に関する技術及び運用上の諸問題について研究し、勧告を行うことを任務としている。

52年度においては、各研究委員会の最終会議が、スイスのジュネーブにおいて、各研究委員会を下記のように A、B の 2 つのブロックに分けて開催され、53年 6 月に京都で開かれる第 14 回総会に向けて、多くの勧告案、報告案等を採択している。

A ブロックの会合は、52年 9 月 12 日から 10 月 20 日までの 6 週間にわたって行われ、開催された研究委員会は、第二 (宇宙研究、電波天文)、第四 (通信衛星)、第五 (非電離媒質内伝搬)、第九 (無線中継)、第十 (音声放送)、第十一 (テレビジョン放送)、CMTT (テレビジョン及び音声プログラムの長距離伝送) の各研究委員会であり、このほか、中間作業班 (IWP) 及び PLEN-2 (放送衛星システムの技術的・経済的可能性) の会合も併せて行われた。

この会合に参加した国は、36 개국であり、参加者総数は約 700 名であった。会議に対して提出された各国からの寄与文書は約 800 件 (日本からは 49 件) であり、これらをもとに約 600 件の勧告案、報告案等が作成されてい

る。

結論をみた審議項目のうち、主要なものは次のとおりである。

- (1) 地上通信系と宇宙通信系との干渉
- (2) 対地静止衛星軌道を効率的に利用するための基準
- (3) 宇宙通信システムに必要な伝搬特性
- (4) 無線中継方式における周波数許容偏差値
- (5) 放送衛星に接続する周波数
- (6) 国際接続用テレビジョン回線の伝送規格

Bブロックの会合は、53年1月9日から2月3日まで4週間にわたって行われ、開催された研究委員会は、第一（周波数の有効利用及び電波監視）、第三（約30MHz以下の固定業務）、第六（電離層伝搬）、第七（標準周波数と報時信号）、第八（移動業務）及びCMV（用語）の各研究委員会であった。

この会合に参加した国は33カ国であり、参加者総数は約400名であった。会議に対して提出された各国からの寄与文書は、約450件（日本からは35件）であり、これらをもとに約400件の勧告案、報告案等が作成されている。

結論をみた審議項目のうち、主要なものは次のとおりである。

- (1) 周波数の有効利用のための新通信方式
 - (2) 3,000 GHz以上の電磁波を用いた通信システム
 - (3) 短波帯の空間波電界強度及び伝送損失のコンピュータ計算法
 - (4) 衛星による報時業務
 - (5) 衛星を利用した移動無線通信の基準
- (5) 国際電信電話諮問委員会 (CCITT)

CCITTは、電信及び電話に関する技術、運用及び料金の問題について研究し、勧告を作成することを任務としている。

CCITTの活動は、新研究会期（1977—1980年）に入り、前回の総会で定められた研究課題について各研究委員会で検討を始めた。特に活発な活動が行われているのは、新データ網、電子交換、ファクシミリ、データ伝送等の

分野である。我が国は、すべての研究委員会に参加するとともに多数の寄与文書を提出し、これらの活動に積極的に貢献してきた。

4 国際電気通信衛星機構 (INTELSAT)

(1) 概 要

インテルサットは、通信衛星を利用して国際通信を行うための組織であり、1964年8月、暫定的制度として発足した。その後、数次にわたる国際会議を経て、1972年2月「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」及び「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する運用協定」が発効し、恒久的制度が成立した。

両協定のうち、前者はインテルサットに参加する政府が署名する政府間協定であって、機構の組織構成等の基本的事項を規定し、後者は、政府が指定する電気通信事業者が署名し、機構の財政的、運用的側面に関する事項を定めている。

我が国は、暫定的制度発足時からインテルサットに参加しており、インテルサットに出資し、その運営に参画する電気通信事業者として、国際電電を指定している。

なお、インテルサットのメンバは、1978年3月31日現在101である。

(2) インテルサットの組織構成

インテルサットの組織は、政府間協定の全締約国で構成する締約国総会、運用協定の全署名当事者で構成する署名当事者総会、出資率の大きさ又は地域配分により選定される署名当事者の代表で構成する理事会及び理事会に属し管理業務を遂行する事務局の4者構成となっている。

(3) 第6回署名当事者総会

署名当事者総会は、理事会から提出されるインテルサットの活動に関する年次報告、将来計画に関する報告等を審議し、署名当事者又は署名当事者の集団に対し理事会において代表される資格を与える最小出資率を決定することなどを任務としている。第6回署名当事者総会は、1977年4月19日から

22日まで、オーストラリアのシドニーで開催され、理事会の諸報告を審議するとともに、前述の最小出資率を1.32%とすることを決定した。

(4) 理 事 会

理事会は、インテルサットの宇宙部分の企画、開発、建設、設定、運用及び維持について責任を有しており、インテルサット運営の中心的機関である。理事会のメンバは、1978年3月31日現在、出資率の大きさによって選出される理事22、地域グループの代表である4理事の計26である。これらの理事が代表する国は全部で78か国であり、その内訳は第2—8—2表のとおりである。

なお、1977年12月31日現在のインテルサットに対する各国の署名当事者の持分の合計は4億3,767万米ドルである。

理事会は、ほぼ、2か月に1度開催され、1977年度においては、第28回から第32回まで5回開催された。理事会には、技術及び計画の2諮問委員会並びに予算・会計審査委員会があり、理事会の活動を補佐している。予算・会計審査委員会は従来の財政諮問委員会に代わって設置されたものであり、機構の資本予算及び支出予算並びに財務諸表の審査をその任務としている。

本年度における理事会の主要な活動は次のとおりである。

ア. 恒久的管理措置の実施

第2回締約国総会(1976.9.27~30, ナイロビ)の決定に従って事務局の組織構成の整備が進められた。事務局の組織は第2—8—3図のとおりである。

また、米国の通信衛星会社(コムサット)を管理業務契約者とする管理業務契約は1979年2月12日に終了するが、その後も同社と技術業務契約を締結し、衛星システムに関する技術、運用上の業務を行わせることとした。

イ. 1980年から1985年までのTTC & M計画

1979年末からのV号系衛星の導入に関連し、1980年から1985年までの間はTTC & M(追跡、遠隔測定、指令及び監視)施設を9基調達することが必要となる。調達は全署名当事者に対する公開入札により行われ、第32回会合(1978.3.26~4.5)において、第2—8—4表のとおりTTC & M施設を調

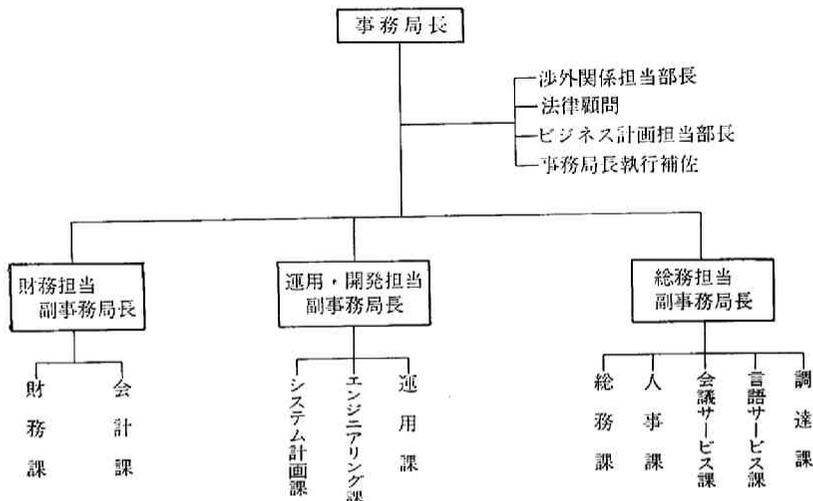
第2-8-2表 インテルサットに対する理事の出資率

(1978.3.1. 現在)

理 事	出資率	理 事	出資率
米 国	25.11	ナイジェリア	2.33
英国／アイルランド	10.91	カ ナ ダ	2.25
フランス／モナコ	6.03	アラブグループⅠ(注4)	1.98
ブラジル／ポルトガル	4.72	ヴェネズエラ／ボリヴィア	1.90
日 本	3.68	ベルギー／オランダ／ルクセンブルグ	1.88
アジア太平洋グループ(注1)	3.46	東南アジアグループ(注5)	1.73
西ドイツ	3.16	アルゼンティーン／チリ	1.70
イタリア／ヴァチカン	3.05	コロンビア／エクアドル／ペルー	1.48
アラブグループⅢ(注2)	3.04	北欧グループ(注6)	1.27
アラブグループⅡ(注3)	2.91	アフリカグループⅡ(注7)	1.05
イラン／韓国／パキスタン／トルコ	2.79	アフリカグループⅠ(注8)	0.90
スペイン	2.58	カリブ海グループ(注9)	0.74
オーストラリア	2.48		
ギリシャ／オーストリア／スイス／リヒテンシュタイン	2.46	計	95.59

- (注) 1. インド, マレーシア, ニュー・ジーランド, シンガポール, スリランカ
 2. イラク, クウェイト, カタール, アラブ首長国連邦
 3. ジョルダン, レバノン, オマーン, サウディ・アラビア, シリア, イエメン, アラブ共和国
 4. アルジェリア, エジプト, リビア, モロッコ, スーダン, チュニジア
 5. インドネシア, フィリピン, タイ
 6. (地域代表) デンマーク, フィンランド, アイスランド, ノールウェー, スウェーデン
 7. (地域代表) カメルーン, 中央アフリカ, ガボン, 象牙海岸, セネガル, ザイール
 8. (地域代表) エチオピア, ケニア, タンザニア, ウガンダ, ザンビア
 9. (地域代表) バルバドス, ドミニカ, ハイチ, ジャマイカ, トリニダード・トバゴ

第2—8—3図 インテルサット事務局の構成



第2—8—4表 1980—1985年の TTC & M 施設

地 域	契約当事者	国	局
北西大西洋	通信衛星会社	米 国	Andover
北大西洋／インド洋	テレспаチオ	イタリヤ	Fucino (2施設)
"	郵 政 省	フ ラ ン ス	Pleumeur-Bodou
南大西洋／インド洋	国際電気通信会社	カメルーン	Zamengoé
北インド洋／太平洋	国 際 電 電	日 本	山 口
南インド洋／太平洋	海外電気通信委員会	オースト ラリア	Carnarvon
東太平洋	通信衛星会社	米 国	Paumalu

達することが決定された。ただし南西大西洋地域については、応札したブラジル及びチリの提案が双方共に技術を満足しなかったため、未決定となっている。

ウ. V号系衛星の準備

V号系衛星7個のうち、第5, 6及び7番目の衛星の打上げロケットとし

て、米国のスペース・シャトル及び欧州のアリアン・ロケットの両案を検討することとした。

また、国際海事衛星機構（インマルサット）に海事衛星システムを提供するため、V号系衛星に海事機能をとう載することについて検討を行い、インマルサット準備委員会に提案を行うこととした。

(5) インテルサットの衛星システム

1978年3月31日現在、電話換算約6千回線の容量を持つIV-A号系衛星及び電話換算4千回線の容量を持つIV号系衛星が運用に供せられている。

IV-A号系衛星は、トランスポンダ数の増加、スポット・ビームによる周波数の再使用等といった改良をIV号系衛星に加えたものであり、1975年9月25日の第1号衛星の打上げ以降、5個の衛星が成功裏に打ち上げられている。最初の3個は現在大西洋地域においてプライマリ衛星、メジャーパス衛星及びトランスポンダ・リース用として良好に運用されており、残りの2個はそれぞれ1978年1月及び3月に打ち上げられ、インド洋衛星としてIV号

第2-8-5表 インテルサット衛星の使用状況
(1978.3.31 現在)

区 別	大 西 洋		太平洋	インド洋	計
	IV-A (F-1)	IV-A (F-2)	IV(F-8)	IV(F-1)	
衛星打上げ年月日	1975. 9. 25	1976. 1. 29	1974. 11. 21	1975. 5. 22	
接続する地球局数	52	27	22 (1)	48 (1)	149 (2)
使用ユニット数 (トランスポンダ・ リースを除く)	8,590.0 (1)	4,687.5 (5)	2,300.0 (433)	5,318.0 (353)	20,895.5 (792)

- (注) 1. ユニットとは、2つの標準地球局間に4kHz相当の電話双方向回線を設定するために必要な衛星の電力と帯域であって、2単位をもって1双方向回線が設定される。
2. ()内は、国際電電の再掲である。

系衛星に代わって使用される予定である。

大西洋、太平洋及びインド洋上の各衛星の使用状況は、第2—8—5表のとおりである。このほかに、インテルサットは12か国の署名当事者に対し、16件のトランスポンダ・リースを行っている。

5 国際海事衛星機構 (INMARSAT)

(1) インマルサット条約の署名、批准等の状況

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約及び同運用協定は、3回にわたる政府間会議における審議の結果、1976年9月3日に採択され、同日以降署名のために開放されている。1978年3月31日現在における条約の署名及び批准等並びに運用協定の署名の状況は第2—8—6表のとおりであり、条約については署名は19か国、批准等を了した国は4か国であり、運用協定の署名国は12か国である。

また、条約が発効するために、締約国となった国の有する出資率の合計が95パーセントとなることが必要であるが、条約については署名又は批准等、及び運用協定については署名の両手続を了して締約国となるための措置を行っている国は、エジプト、日本、クウェイト及びニュー・ジーランドの4か国であり、その出資率の合計は10.42パーセントである。

なお、我が国は、条約については1977年3月22日に受諾を条件として署名を行い、第84回国会において承認を受けた後、同年11月25日に受諾した。一方運用協定については、1977年3月22日に、国際電電をこれに署名する事業体として指定し、同社は同年4月7日に署名を行った。

(2) 準備委員会の活動

政府間会議の決議に基づき、インマルサットの発足に備えて、諸準備を行うことを目的として準備委員会が設立され、1977年1月から活動を開始している。

1978年3月現在の準備委員会の参加国は、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、デンマーク、フランス、西ドイツ、ギリシャ

インド、イタリア、日本、クウェイト、オランダ、ニュー・ジーランド、ノルウェー、スウェーデン、ソ連、英国及び米国の20か国である。

準備委員会に付託された主要任務は、陸上及び船上地球局の技術基準の研究、宇宙部分施設に関する研究、管理業務契約者に関する研究、事業局組織に関する研究、機構の諸規則の準備、本部協定締結の準備等であり、実質的な作業は、準備委員会の下に設置された技術、経済及び組織の3パネルにおいて行われている。準備委員会は1978年末までに中間報告を政府間会議の参加国政府に提出するため、第2—8—6表の会合計画により作業を進めている。本年度においては、準備委員会会合1回及びパネル会合各3回の計10回の会合が開催され、各付託事項につき、鋭意検討が行われた。準備委員会の最大の課題は、どのような方法でインマルサット海事衛星システムを設定するかの問題であり、米国のマリサット・システムと欧州のマロツツ・システムとの間の調整に加え、インテルサットV号系衛星に海事機能をとう載する案が検討されている。

第2—8—6表 インマルサット条約の署名、批准等の状況

(1978. 3. 31 現在)

国名	当初 出資率%	条約 署名	条約 批准等	運用協 定署名	運用協定の署名当事者
米 国	17.00				
英 国	12.00	○			
ソヴィエト連邦	11.00	○		○	全ソ海事通信公団「ス プートニク」
白 ロ シ ア		○			
ウ ク ラ イ ナ		○			
ノールウェー	9.50	○		○	ノールウェー電気通信 主管庁 国際電電
日 本	8.45	○	○	○	
イ タ リ ア	4.37				
フ ラ ン ス	3.50				
西 ド イ ツ	3.50				
ギ リ シ ャ	3.50	○			
オ ラ ン ダ	3.50				
カ ナ ダ	3.20				
ス ペ イ ン	2.50	○		○	スペイン国立電話会社

国 名	当 初 出 資 率 %	条 約 署 名	条 約 批 准 等	運 用 協 定 署 名	運 用 協 定 の 署 名 当 事 者
スウェーデン	2.30				
デンマーク	2.10				
オーストラリア	2.00	○		○	海外電気通信委員会
インド	2.00	○		○	インド政府
ブラジル	1.50				
クウェイト	1.48	○	○	○	通信省
ポーランド	1.48	○		○	ポーランド政府
アルゼンティン	0.75				
ベルギー	0.75	○		○	ベルギー政府
フィンランド	0.75				
東ドイツ	0.74				
シンガポール	0.62				
ニュー・ジーラ ンド	0.44	○	○	○	郵政省
ブルガリア	0.33	○			
キューバ	0.33				
インドネシア	0.33				
イラン	0.33				
チリ	0.25	○			
ペルー	0.25				
スイス	0.25				
リベリア	0.10	○			
アルジェリア	0.05				
エジプト	0.05		○	○	エジプト政府
ガーナ	0.05				
イラク	0.05	○			
タイ	0.05				
トルコ	0.05				
カメルーン	0.05	○		○	
合 計	101.45	19	4	12	

- (注) 1. 上記42か国は、インマルサットに加盟することが予定されている国であり、その当初出資率は運用協定の附属書に定められている。
2. 条約の締約国となるための手続としては、
- ① 批准、受諾又は承認を条件としないで署名すること。
 - ② 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准、受諾又は承認を行うこと。
 - ③ 加入すること。
- の3種類があるが、これらを一括して「条約批准等」の欄に掲げた。

第2—8—7表 準備委員会の会合計画

準備委員会	技術パネル	経済パネル	組織パネル
第1回会合 1977.1.10—1.14 (ロンドン)			
	第1回会合 1977.5.9—5.13 (パリ)	第1回会合 1977.5.9—5.13 (パリ)	第1回会合 1977.6.13—6.17 (オスロ)
第2回会合 1977.10.26—10.28 (ロンドン)	第2回会合 1977.10.10—10.14 (ニューキャッスル, 英)	第2回会合 1977.10.17—10.21 (ニューキャッスル, 英)	第2回会合 1977.10.17—10.21 (ニューキャッスル, 英)
	第3回会合 1978.2.15—2.21 (シドニー)	第3回会合 1978.2.22—2.28 (シドニー)	第3回会合 1978.2.26—3.2 (クウェイト)
第3回会合 1978.7.19—7.21 (ロンドン)	第4回会合 1978.7.3—7.7 (レニングラード)	第4回会合 1978.7.3—7.7 (レニングラード)	第4回会合 1978.6.28—7.4 (ヴァルナ, ブルガリア)
第4回会合 1978.12.18—12.22 (ロンドン)			

6 その他の国際機関

(1) 国際連合アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

この委員会は、国連経済社会理事会 (ECOSOC) の監督下にある地域経済委員会の一つで (1974年9月国際連合アジア極東経済委員会 (ECAFE) から名称を変更)、地域内各国の経済、社会開発のための協力をはじめ、これに関する調査、研究、情報収集等を行っている。現在の加盟国は、域内国28、域外国5、準加盟国8の計41か国で、我が国は1954年以来域内の加盟国として参加している。ESCAPにおける通信分野の討議は、常設委員会の一つとして海運・運輸通信委員会があるが、ここで域内の電気通信又は郵便の開発に関する技術及び経済関係の諸問題を討議し、その実施状況を検討す

るなどの諸活動を行っている。

通信分野における最も大きなプロジェクトは、「アジア・太平洋電気通信共同体」の設立と域内の14か国を対象とする「アジア電気通信網」計画の実現である。アジア電気通信網計画については、現在、計画実現のための技術的、経済的諸問題に関して、ESCAP 事務局と関係各国との間の調整会議が数次にわたって開催されており、これらの活動を強化するため我が国からも専門家を ESCAP 事務局に派遣して協力している。

また、アジア・太平洋電気通信共同体は、地域内電気通信の開発と地域電気通信網の完成を推進することを目的として、地域内諸国により設立がかねてより検討されていたものであるが、数次にわたる同共同体設立憲章起草のための会合を経て 1976年3月27日の第32回総会において「アジア・太平洋電気通信共同体憲章」が採択された。同憲章は、同年4月1日以降 ESCAP の域内加盟国及び準加盟国に対し署名のため開放されており、7か国（本部の所在地であるタイを含む。）以上の加盟を条件として創立会合を開催することとしている。我が国は、ESCAP 地域での電気通信分野における最大の先進国として、また、本地域における国際的連帯に果たすべき責務にかんがみ、これまでの諸会合においても積極的な役割を果たしてきたところであるので、1977年11月2日には同憲章を国会で承認するとともに、同月25日には、同憲章の受諾書を国際連合事務総長に寄託している。

なお、現時点において署名を行っている国は、アフガニスタン、バングラデシュ、ビルマ、中国、インド、イラン、日本、ナウル、ネパール、パキスタン、パプア・ニューギニア、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、韓国及びオーストラリアの17か国並びに香港であり、このうち、タイ、イラン、パプア・ニューギニアを除く14か国及び香港が批准又は受諾を了している。

(2) 国際連合宇宙空間平和利用委員会

宇宙空間の平和利用に関する法律問題、科学技術面の国際協力等を検討し、国連総会に検討の結果を報告することを任務としている国際連合宇宙空

間平和利用委員会においては、下部機関として法律小委員会及び科学技術小委員会が設けられ、これらの問題について、それぞれ専門的に検討が行われている。

宇宙空間の平和利用に関する法律面の審議を任務とする法律小委員会は、1977年3月18日から4月8日まで第16会期会合が開催され、「月条約案」、「衛星による直接テレビジョン放送を規律する原則案」、「衛星による地球の遠隔探査（リモートセンシング）の法的側面」及び「宇宙の定義」について検討が行われた。このうち、「衛星による直接テレビジョン放送を規律する原則案」については、未合意の4項目（「同意及び参加」、「番組内容」、「不法な許されざる放送」及び「前文」）の中の「同意及び参加」並びに「前文」を中心に審議が行われた。前者の審議においては、暫定的に「国家間の協議及び協定」という表題の案文が提出され、これに従って検討が進められたが、合意には至らなかった。また後者については、今回初めて案文が提出され、実質的審議が行われた。

なお、この2項目については、後日、開催された宇宙空間平和利用委員会第20会期会合においても、特別な作業部会を設置して審議が行われたが、各国の基本的考え方の相違から、最終的合意には至らなかった。

宇宙に関する科学技術面での国際協力等の審議を任務とする科学技術小委員会は、1978年2月13日から3月2日まで第15会期会合が開催され、リモートセンシング、国連宇宙応用計画、国連宇宙会議の開催、静止軌道の技術的特性等について審議された。

（3）国際連合教育科学文化機関（UNESCO）

ユネスコは、国際連合の専門機関の一であり、教育、科学、文化及びコミュニケーションの各分野にわたって多様な活動を行っている。

特に放送に関しては、ユネスコは、早くから放送の利用の側面に着目し、開発途上国における教育放送の役割など様々な内容について、セミナー、ワークショップの開催、研究の推進等を行ってきたが、近年では、放送における衛星の果たす役割にも関心を深め、これまでに、「情報の自由交流、教育の

普及及び文化的交換の増大のための衛星放送の利用に関する指導原則宣言」(1972年)及び「衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約」(1974年)を採択している。そのほか1976年には、「ラジオ及びテレビジョンに関する統計の国際標準化に関する勧告」等も採択している。

なお、1978年10～11月の第20回ユネスコ総会ではマスメディア及びコミュニケーションの役割に言及している「人種及び人種的偏見に関する宣言案」及び「平和及び国際理解の強化並びに戦争宣伝、人種差別主義及びアパルトヘイトとの戦いに対するマスメディアの貢献を律する基本原則宣言案」等を審議する予定である。

(4) 政府間海事協議機関 (IMCO)

近来、船舶の大型化、高速化、航行の増加、自動化等に伴い、海上移動通信においては、混雑の緩和、質及び速度の改善、遭難及び安全通信の改善、無線通信士の訓練及び資格についての世界的統一化等の問題について解決する必要性に迫られている。海上を航行する船舶の安全のための国際協力を図ることを目的としているIMCOにおいては、常設機関である海上安全委員会に無線通信小委員会、訓練当直基準小委員会等10の小委員会及び1の専門家グループを設けて、これらの問題について検討がなされてきた。52年度においては次のような諸活動が行われた。

ア. 「1977年の漁船に関するトレモリノス国際条約」採択会議

この会議は、1977年3月7日から4月2日までスペインのトレモリノスにおいて、我が国を含め46か国、国際機関5の参加のもとに開催された。

この条約は、漁船及びそれらの乗組員の安全に直結した漁船の構造及び設置(無線電信及び無線電話を含む。)に関する統一した原則及び規則を制定することを目的としたものである。

イ. 無線通信小委員会

海上における無線通信の全般的な問題を検討することを任務とする無線通信小委員会は、第18会期が開催され、主として海上遭難通信制度、非常用位置指示無線標識(EPIRBs)の運用要件、救命艇専用無線装置の運用要件、

船舶向け航行警報放送についての国際的調整、船舶用無線装置の運用基準、1979年 WARC の準備及び移動沖合掘削施設のための安全コード等について検討が行われた。

ウ．訓練当直基準小委員会

船員の訓練及び資格に関する基準を確立することを任務とする訓練当直基準小委員会は、第10会期が開催され、1978年6月14日から7月7日までロンドンにおいて開催される条約（船員の訓練及び資格証明に関する国際条約）採択会議において審議される条約の最終草案の作成を行った。

(5) 国際民間航空機関 (ICAO)

現在、航空の分野では、通信にあるいは航行援助に各種の電波が駆使されている。

この分野における電気通信の国際的課題は、電子技術を十分に活用して通信の自動化を図ること、VOR、ILS等の航行援助施設の性能を向上させること、宇宙通信技術を導入することなどである。

国際民間航空が安全かつ整然と発達するように国際協力を図ることを目的とする ICAO においては、航空委員会が常設されているほか、必要に応じて航空会議、地域航空会議等が開催され、これらの問題について専門的に検討している。

(6) 国際無線障害特別委員会 (CISPR)

国際無線障害特別委員会は、電気及び電子の技術分野における標準化等に関して国際協力を促進することを目的とする国際電気標準会議 (IEC) の特別委員会として設立されたものである。

目的は、各種電気機器の無線妨害に関する諸規格（許容値、測定器、測定法）を国際的に統一して国際貿易を促進するとともに、放送業務を含む一般無線通信業務を各種電気機器による電波雑音から保護するための国際協力を推進することにある。

また、CISPR は、CCIR の要請に応じて、無線妨害に関する特別研究を引き受けるほか、会議にはオブザーバを相互に派遣するなど、緊密な協力関

係を保っている。

CISPR には、総会、運営委員会、6つの小委員会（妨害波測定器、工業・科学及び医事用機器からの妨害、電力線・電気鉄道からの妨害、自動車・内燃機関からの妨害、受信機の妨害特性、各種電気機器等からの妨害）及び各小委員会に所属する作業班並びに運営委員会に所属する作業班が設置されている。1977年の10月から11月にかけて各小委員会及び作業班がユーゴスラビアのドブロブニクで開催され21か国及び CCIR 等の関係国際機関から150名が参加し、我が国からは代表8名が参加して会議の活動に寄与した。

国内では、郵政省の附属機関である電波技術審議会において、CISPR に関する文書及び国際規格に対する意見等を審議している。

本年度は223件の文書について審議を行い、「妨害波測定器規格」ほか2件について、文書による回答、意見を提出した。また、作業班に対しても10件の寄与文書を提出した。

（7） 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構は、1961年、欧州経済協力機構を発展的に改組して発足した機構で、経済の成長、発展途上国援助、貿易の拡大への寄与を目的として、加盟国間の政策の調整、情報及び経験の交換、資料の作成、共同研究、人的交流等の活動を行っている。1978年3月現在加盟国は24か国で、我が国も1964年に加盟している。

OECD の活動は、経済、社会の多くの分野に及んでおり、通信政策に関しても、科学技術政策委員会（CSTP）の下に情報・電算機・通信政策作業部会（ICCP）が置かれ、情報通信分野での近年の急速な進展に係る各種の問題について、多角的な側面から総合的に検討が行われている。具体的には、国際的なデータの流通とプライバシー保護、情報活動の経済分析、或いは政府と情報政策等の問題について、専門家会合、シンポジウムの開催、実態調査、報告書の作成等が活発になされている。

1977年9月には、従来個人データの保護に関する問題を中心に研究を行ってきたデータバンクパネルの活動の一応の締めくくりとして、ウィーンにお

いて、国際的なデータの流通とプライバシー保護に関するシンポジウムが開かれている。ICCP では、同シンポジウムでの成果を基に、従来の活動対象に加えて、新たにデータネットワークの国際動向の研究をとり上げるとともに、データの保護の問題についてはデータバンクパネルに代わるものとして、新しい専門家会合を設け、非個人データの流通をも対象とした新たな段階の活動を行うこととしている。

第2節 国際協力

1 通信・放送分野における国際協力

ここでいう国際協力は、開発途上国に対する技術協力と資金協力から成る経済協力を意味する。

国際協力は、基本的には先進国が世界各国との共存共栄の原則に基づいて世界共同体の一員としての責務を果すことであり、その理念は、究極的に人類共同体から貧困を追放するため各国が協力し合い、世界の平和と繁栄を確保することである。国連はこの理念に基づいて 1970 年代を「第2次国連開発の10年」として、先進国が開発途上国に対する援助の質的、量的向上に努力するよう決議している。

我が国は、1970年の OECD 閣僚会議の決議に従って、開発途上国に対する経済協力全体を国民総生産（GNP）の1%までに、また、第3回国連貿易開発会議（UNCTAD）の決議に従い、このうち政府の財政資金を使って行う政府開発援助（ODA）を GNP の 0.7% まで引き上げるよう最善の努力を払う旨表明しているが（但し、達成期限については留保）、昭和 52 年の実績は、経済協力の中核を占める ODA が、0.21% にとどまっている。

1960年代の初めに、主として「北」である先進国と「南」である開発途上国との間の経済的格差是正のための開発問題として認識された南北問題は、1970年代の前半には開発途上国側における意識の変更を踏まえて政治化し、

1974年～75年における南北間の対立を経て、1975年9月の第7回国連特別総会（経済総会）で「開発と国際協力に関する決議」が採択され、新たな国際経済秩序を模索する南北間の話し合いのルールが敷かれた。このルールは第4回国連貿易開発会議（UNCTAD）や国連の場以外で初めて試みられた総合的な南北間の対話の場と言われる国際経済協力会議（CIEC）へと受継がれ、強固なものとなった。我が国も1977年に開催されたCIECの閣僚会議では、政府開発援助（ODA）を今後5年間に倍増以上にするとの意図表明を行い、積極的な姿勢を示したが、その後更に期間を短縮して3年間で倍増する方針を公表している。

通信・放送は、経済・社会の基盤になる施設として不可欠なものであり、その整備状況が経済・社会・文化の発展に与える影響は非常に大きい。開発途上国では、近年、通信・放送の重要性に対する認識が高まり、通信・放送網を整備、拡充するためのプロジェクトが各国で積極的に推進されているが、通信・放送の分野は高度に技術性が強く、多額の設備資金を必要とするため、先進国からの技術協力あるいは資金協力が強く望まれている。郵政省としては、通信・放送分野における国際協力を今後更に積極的に推進していくことにしている。

2 国際協力の実績

(1) 概 況

国際協力を大別すると、研修員の受入れ、専門家の派遣等を行う技術協力と開発プロジェクトに対して資金を供与する資金協力の二つに分けられる。また、援助の主体からみると日本政府と相手国政府との2国間の合意によるもの、すなわち2国間ベースによるものと、国際機関を通じて行うもの、すなわち多国間ベースによるものとに分けられるが、このうち、通信分野における多国間ベースによるものは、ITU、UPU等を通じて行う技術協力が主体となっている。

52年度における通信・放送分野の国際協力活動は、年度当初に従来の大臣

官房国際協力室が課に昇格し、国際協力課が発足したことによる組織の強化に伴い、より一層積極的に推進された。

ア. 技術協力

技術協力の形態としては、研修員の受入れ、専門家の派遣、開発調査団の派遣並びに海外技術協力センタの設置、運営等があり、政府ベースの技術協力は国際協力事業団を通じて実施されている。

研修員の受入れは、開発途上国の通信・放送関係技術者を受け入れて、我が国の進んだ技術を習得させるもので、これには海外からの個々の要請に応ずる個別研修とあらかじめコースを設定して受け入れる集団研修とがある。通信・放送分野では、52年度に個別、集団合わせて365名の研修員を受け入れており、政府全体の受入れの中でも極めて高い割合を占めている。

専門家の派遣は、開発途上国へ通信・放送の専門家を派遣して、現地で技術職員の訓練、通信・放送施設の建設、保守及び運用面の指導、開発計画の企画及び助言等を行うもので、この数年来、通信・放送システムを全般的にみる政策顧問の任務も増えている。52年度においては129名の専門家が派遣されている。

開発調査は、開発途上国の通信・放送関係の開発計画について、調査団を編成し、現地作業及び国内作業を行って、その計画の実現に協力するものであり、これにはプロジェクト・ファインディング調査、事前調査、投資前調査、実施設計等がある。52年度において実施した開発調査は12件で、119名の専門家がこれに参加している。

海外技術協力センタは、開発途上国における通信・放送関係の技術者人材の養成、技術の研究開発等を行うために現地に設置されるものである。通信技術者の養成を行う訓練センタがタイ及びメキシコの両国に、また、通信技術の研究開発を行う研究センタがパキスタン及びイランの両国にそれぞれ設置されており、これらのセンタに対して、52年度に21名の専門家を派遣して、その運営に協力した。また、ジョルダンに電子機器の保守、試験並びに校正及び標準化を行う電子工学サービスセンタが52年度に新たに設置され

た。

イ. 資金協力

開発途上国に対する資金協力の主要な形態には、贈与等の無償協力と円借款等の有償協力がある。

52年度においては、パキスタン及びインドネシアの電気通信プロジェクトに対し贈与が、また、パキスタン、アルジェリア、タイ、スリ・ランカ及びペルーの電気通信プロジェクト並びにザンビアの放送プロジェクトに対し円借款供与が約束されており、前年度に比べて案件が増加している。

(2) 技術協力

ア. 研修員の受入れ

(ア) 郵便関係

政府ベースによる郵政幹部セミナーの開催と個別研修員の受入れは、38年度から実施しており、51年度までに141名を受け入れている。52年度にはアジア地域を対象とする郵政幹部セミナーを開催し、経済、社会及び文化の発展に応じた郵便業務の管理運営に関する諸問題とその解決策をテーマとして討議研究を行ったが、このセミナーには14か国から14名が参加した。政府ベースによる個別研修員として1名の受入れを行った。

AOPU 職員交換計画では、51年までに80名を受け入れており、52年度には、11名の受入れを行った。

国連開発計画又はUPU 特別基金に基づくUPU の個別研修は、51年までに9名を受け入れているが、52年度には2名の受入れを行った。

UPU 特別基金によるセミナーの開催に伴う受入れは、42年度にアジアの10か国から17名を受け入れたが、それ以後は実施されていない。

さらに郵政関係では、52年度において、コロンボ計画による個別研修員1名、中南米計画による個別研修員1名、その他の個別研修員1名、計3名の研修員を受け入れた。

(イ) 電気通信関係

電気通信分野における研修員の受入れは、我が国が昭和29年にコロンボ

プランに加盟するとともに実施された。

51年度末までにコロンボ計画で870名、中近東アフリカ計画で475名、中南米計画で491名、ITU等の国連計画で122名、ITU共催セミナーで177名、その他38名、計2,173名を受け入れている。

電気通信関係の研修は、当初、相手国の個々の要請に応じて研修員を受け入れていた（個別研修）が、37年度に国際テレックス通信技術、短波無線技術、電話交換技術、国際電信電話業務の四つの集団研修コースを創設し、その後、集団研修コースの拡大・強化に努めた結果、52年度においては、国際電信電話業務、衛星通信技術第一及び第二、搬送電話技術、電話線路技術、マイクロウェーブ通信技術第一及び第二、国際テレックス通信技術、電話交換技術、電話網計画設計、国際電話交換技術、電気通信幹部セミナー、アジア電気通信開発セミナーの計13コースの集団研修を実施した。

52年度においては、37年度以降継続して実施してきた短波無線技術コースは、世界の国際電気通信回線が短波から広帯域、大容量のマイクロ波、同軸ケーブル、衛星通信等に移行し、国際通信における短波の役割が縮小されつつある時勢に応じて発展的に解消された。一方、開発途上国からの強い要望、時代の要請にこたえて、国際電話交換技術コースを新設した。

52年度においては、コロンボ計画で85名、中近東アフリカ計画で60名、中南米計画で66名、ITU計画等国連計画で16名、計227名（集団185名、個別42名）を受け入れた。

52年度に実施して集団研修及び個別研修の概要は次のとおりである。

① 国際電信電話業務コース〔第16回〕(52.5.5～52.7.19)

国際電報、国際電話、テレックス等国際電気通信業務全般の運営及び管理に係る知識と技術の紹介を目的とするコースで、12か国、13名が参加した。

② 衛星通信技術第一コース〔第10回〕(52.5.5～52.8.2)

衛星通信に係る基礎的知識を付与することを主眼とし、衛星通信機器

の操作及び保守技術を詳細にわたり習得させることを目的とし、中近東地域の諸国を対象とするコースで、9か国12名が参加した。

③ 衛星通信技術第二コース〔第6回〕(52.8.18～52.11.21)

中近東地域以外の開発途上国を対象とし、研修期間、研修内容は上記第一コースと同じで、11か国、11名が参加した。

④ 搬送電話技術コース〔第13回〕(52.5.12～52.8.22)

搬送電話の設計、据付け、保守等に関する最新の技術と知識を習得させることを目的とするコースで、15か国、20名が参加した。

⑤ 電話線路技術コース〔第13回〕(52.6.9～52.9.18)

最新の電話線路施設について、その理論、設計、保守等に関する知識と技術を習得させることを目的とするコースで、15か国、17名が参加した。

⑥ マイクロウェーブ通信技術第一コース〔第14回〕(52.7.7～52.10.17)

マイクロウェーブ通信技術の導入、改善、開発に携わる技術者に、我が国のマイクロウェーブ通信に係る知識と技術を習得させることを目的とし、中南米諸国以外の開発途上国を対象とするコースで、16か国、18名が参加した。

⑦ マイクロウェーブ通信技術第二コース〔第4回〕

(52.8.18～52.11.27)

中南米諸国を対象とし、研修期間、研修内容は上記第一コースと同じで、16か国、19名が参加した。

⑧ 国際テレックス通信技術コース〔第16回〕(52.8.18～52.11.20)

国際テレックス通信に必要なパラメトロン、トランジスタ、集積回路、ARQ装置、テレックス交換設備等に関する知識と技術を習得させることを目的とするコースで、11か国、12名が参加した。

⑨ 電話交換技術コース〔第11回〕(52.9.22～52.12.30)

クロスバ交換機を中心として電子交換機を含む最新の電話交換設備に係る広範な知識と技術を習得させることを目的とするコースで、16か

国，19名が参加した。

⑩ 電話網計画設計コース〔第5回〕(52.10.27～53.2.13)

市外電話網の計画，設計に必要な知識と技術を習得させることを目的とするコースで，15か国，18名が参加した。

⑪ 国際電話交換技術コース〔第1回〕(53.1.5～53.3.19)

国際電話交換システムの基本設計及び国際電話交換設備に係る広範な知識を習得させることを目的とするコースで，8か国，9名が参加した。

⑫ 電気通信幹部セミナー〔第13回〕(52.10.14～52.10.29)

アジア地域以外の開発途上各国の電気通信主管庁又は電気通信企業体の局長級幹部を対象とし，我が国の電気通信の現状紹介と併せて，参加各国の事業運営上の諸問題について討論し，各国の電気通信の発展に寄与することを目的とするセミナーで，52年度には，中近東・アフリカ地域の諸国を対象として実施し，8か国，9名が参加した。

⑬ アジア電気通信開発セミナー〔第9回〕(53.3.9～53.3.24)

アジア地域の開発途上各国の電気通信主管庁又は電気通信企業体の局長級幹部を対象とし，我が国の電気通信の現状紹介と併せて参加各国の電気通信事業運営上の諸問題について討論し，各国の電気通信の発展に寄与することを目的とするセミナーで，8か国，8名が参加した。

上記の集団研修以外に個別研修として受入れを実施したものは42名で，その内容は，電話交換2か国7名，搬送電話1か国1名，マイクロウェーブ3か国5名，電気通信一般7か国10名，訓練3か国3名，料金制度1か国3名，水晶発振器1か国2名，電子応用工学1か国2名，光通信1か国1名，伝送工学1か国2名，その他2か国6名である。

(ウ) 電波・放送関係

開発途上国の放送事業体における深刻なマンパワーの量的，質的不足を補うため，36年頃から相手国の個々の要請に応じて研修員を受け入れていたが，38年度以降，集団研修コースを設け開発途上国に対し積極的に研修

の場を用意することにした。

51年度末までにコロンボ計画で435名、中近東アフリカ計画で172名、中南米計画で99名、ITU等の国連計画で23名、その他25名、計754名を受け入れている。

52年度においては、電波監視、テレビジョン放送管理、テレビジョン放送技術、ラジオ放送技術、教育テレビジョン番組及び放送幹部セミナーの6コースを引き続き実施したほか、アラブ諸国に対する中近東テレビジョン放送管理特設コースとアフガニスタン国に対するアフガニスタン・テレビジョン番組制作特設コースの計8コースの集団研修を実施した。

52年度においては、コロンボ計画で52名、中近東アフリカ計画で40名、中南米計画で15名、計107名（集団91名、個別16名）を受け入れた。

52年度に実施した集団研修及び個別研修の概要は次のとおりである。

① 電波監視コース〔第4回〕(52.6.16～52.7.28)

我が国の電波監視、電波監視の制度、電波監視業務等の現状の紹介を行うとともに、電波監視業務を行うに必要な知識と技術を習得させることを目的とするコースで、9か国、13名が参加した。

② テレビジョン放送管理コース〔第11回〕(52.7.7～52.8.18)

放送体制、財政、世論調査、放送番組、テレビジョン放送技術等テレビジョン放送の管理運営に当たる中堅幹部職員として必要な知識及び技術を習得させることを目的とするコースで、10か国、11名が参加した。

③ 中近東テレビジョン放送管理コース〔第4回〕(53.1.5～53.2.14)

中近東地域の開発途上国を対象とし、研修期間、研修内容は上記テレビジョン放送管理コースと同じで、11か国、13名が参加した。

④ テレビジョン放送技術コース〔第15回〕(52.7.7～52.10.10)

テレビジョン放送技術の基礎知識及びテレビジョン放送機器の運用、保守等に関する最新の技術を習得させることを目的とするコースで、15か国、17名が参加した。

⑤ ラジオ放送技術コース〔第5回〕(52.7.21～52.9.15)

電波伝搬，高周波回路，中波放送機，その他短波・中波を中心とするラジオ放送技術の基礎理論等ラジオ放送に必要な知識及び技術を習得させることを目的とするコースで，9か国9名が参加した。

⑥ 教育テレビジョン番組コース〔第15回〕(52.7.21～52.10.10)

教育テレビジョン番組に関する映像効果，アニメーション技術，番組編成等教育テレビジョン番組制作に必要な知識及び技術を習得させることを目的とするコースで，10か国，10名が参加した。

⑦ 放送幹部セミナー〔第7回〕(52.11.13～52.11.27)

放送事業に携わる各国高級幹部職員に対し，我が国の放送の現状を紹介するとともに，放送に関する諸問題についての討論を通じて，各国の放送事業の発展に寄与することを目的とするセミナーで，8か国，10名が参加した。

⑧ アフガニスタン・テレビジョン番組制作特設コース

(52.7.8～52.8.24)

アフガニスタン国政府の要請に応じて特設した集団研修コースで，基礎的なテレビジョン放送，テレビジョン放送番組の技術に関する知識を習得させ，具体的な番組制作の各作業段階をとおしてテレビジョン番組制作の体験を深めることを目的として実施し，8名が参加した。

上記の集団研修以外に個別研修として受入れを実施したものは16名で，その内容は，テレビジョン・スタジオ技術2か国2名，テレビジョン放送技術2か国13名，電波技術1か国1名である。

(≡) 第三国研修の実施〔第2回〕(53.1.16～53.3.15)

第三国研修は，我が国が協力している開発途上国の技術協力センタに環境の類似した近隣諸国から研修員を受け入れ，技術移転を効率的に実施する現地研修方式である。

52年度においては，昨年度に引き続き，メキシコ電気通信訓練センタの施設を利用して，搬送無線技術，PCM通信方式，過疎地通信方式，マイクロ波回線設計，衛星通信，データ通信の知識・技術を習得させることを

目的として実施し、4か国から12名が参加した。

(オ) 帰国研修員アフターケア（巡回指導）（53.9.5～53.9.26）

帰国研修員に対するアフターケアの一環としての巡回指導は、帰国研修員の現地所属機関を訪問し、我が国で受けた研修の効果測定及び対象国の実状に見合った技術指導を行うとともに、帰国研修員並びにその所属機関の実状及びニーズをは握することにより、今後の研修コースの改善に資することを目的として行っているものである。

52年度には、中近東アフリカ計画により、ガーナ、ケニア及びエジプトへ2名の指導員が派遣され、今後の研修コースの改善に資するところ大であった。

イ 専門家の派遣

(ア) 郵便関係

52年度においては、AOPU 職員交換計画で12名（インドネシア、韓国、フィリピン、及びタイの各国3名）、また UNDP/UPU 計画では専門家1名、準専門家1名が前年度に引き続き派遣された。但し、バンコックに駐在して郵便訓練を担当していた専門家は52年9月に任期満了となった。また、UNDP/UPU 計画によるものとして、郵便の作業能率の測定に関するコンサルタント1名がフィリピンに、また配達に関するコンサルタント1名がモンゴルにそれぞれ派遣された。UPU 特別基金によるものは、45年度にセミナ講師1名が派遣されたのみで、それ以後の派遣は行われていない。

さらに、二国間ベースによるものとしては、コロombo計画で10名の専門家が郵便集中局建設計画に協力するためイランに派遣された。

以上の内訳は第2—8—8表のとおりである。

(イ) 電気通信関係

電気通信専門家の派遣は、35年度から開始され、52年度末までにコロombo計画で216名、中近東アフリカ計画で93名、中南米計画で134名、

第2-8-8表 52年度の郵便専門家派遣実績

区 別	人員数	任 務
コロンボ計画 イ ラ ン	計10名 2 4 4	郵便機械化計画調査 " " "
AOPU 職員交換計画 インドネシア	計12名 3	{ 振替業務 { 外国郵便業務における処理方法 { 郵政職員の給与制度及び勤務時間 { 郵政監察制度
韓 国	3	{ 郵便施設とその問題点 { 電子計算機使用の現状
フィリピン	3	{ 外国郵便業務における処理方法 { 郵便事業の経営管理 { 郵政職員制度
タイ	3	{ データ処理システム { 財務会計制度 { 郵政職員訓練制度 { 外国郵便業務
UNDP/UPU 計画 タイ フィリピン モンゴル	計4名 1 1(注) 1 1	郵便訓練 郵便開発一般 郵便の作業能率の測定 郵便配達制度
合 計	26名	

(注) 準専門家

UNDP/ITU 計画で211名、国際機関計画で9名、計663名（同一人が2年度にわたり派遣された場合には2名とした。）の専門家が派遣されている。これらの電気通信専門家は主として、マイクロウェーブ、電話交換、電話伝送、電話線路、衛星通信等の分野において開発途上国の技術者の育成のため指導に当たっているが、中には電気通信網計画の指導を行う政策顧問的なものも増加している。

52年度についてみると、51年度から継続のものを含めて、コロンボ計画

で12名，中近東アフリカ計画で15名，中南米計画で26名，UNDP/ITU 計画で15名，国際機関計画で1名，合計69名が派遣されており，その内訳は第2—8—9表のとおりである。

第2—8—9表 52年度の電気通信専門家派遣実績

区 別	人員数	任 務
コロンボ計画	計12名	
インドネシア	2	電話搬送指導
	2	電話交換指導
	1	電信指導
	1	電話線路指導
	1	電話無線指導
フィジー	1	マイクロウェーブ指導
アフガニスタン	1	テレックス指導
	3	マイクロウェーブ網調査
中近東アフリカ計画	計15名	
サウディ・アラビア	1	衛星通信指導
クウェイト	1	トラヒック指導
	1	電気通信網計画指導
カタール	1	トラヒック指導
	1	電話交換指導
アルジェリア	2	衛星通信指導
	1	マイクロウェーブ指導
ウガンダ	1	電話交換指導
ケニア	2	"
	2	電気通信指導
タンザニア	1	電話交換指導
スワジランド	1	"
中南米計画	計26名	
エル・サルヴァドル	1	電話線路指導
	1	電話伝送指導
グアテマラ	1	"
	1	電話交換指導
グアテマラ	1	電話線路指導
ブラジル	2	電話交換指導
パラグアイ	1	電話伝送指導

区 別	人員数	任 務
ボ リ ヴ ィ ア	1	電話交換指導
	1	電話線路指導
	1	地方電気通信計画指導
ベ ル ー	4	マイクロウェーブ指導
	3	電話交換指導
ニ カ ラ グ ャ	1	電話線路指導
	1	国際通信指導
メ キ シ コ	1	国際交換機指導
	4	電話無線指導 (第三国研修教官)
	1	電話搬送指導 (")
国際機関計画	計1名	
ESCAP	1	電気通信指導
UNDP/ITU 計画	計15名	
ビ ル マ	1	テレプリンタ指導
	2	無線中継指導
インドネシア	1	電話交換指導
	1	電気通信訓練センタ教官長
	1	電気通信訓練センタ教官
アフガニスタン	1	搬送教官
中東地域	1	電子交換システム教官
クウェイト	1	電信教官
	1	電気通信網計画指導
	1	電話交換指導
サウディ・アラビア	1	自動電話交換指導
	1	多教階建築物顧問
ブラジル	1	電子デバイス指導
	1	光通信指導
合 計	69名	

(ウ) 電波・放送関係

電波・放送関係専門家の派遣は、電気通信関係と同じく35年度から始まり、既に、17年を経ているが、その間開発途上国の経済、文化の発展に大きく貢献してきた。

52年度末現在で、コロンボ計画で224名、中近東アフリカ計画で45名、

中南米計画で 44名、UNDP/ITU 計画で 4名、国際機関計画で 6名、計 323名（同一人が2年度にわたり派遣された場合は2名とした。）の専門家を派遣した。

これらの派遣専門家は主として、相手国政府の技術者不足を補うため、

第2-8-10表 52年度の電波・放送専門家派遣実績

区 別	人員数	任 務
コロンボ計画	計23名	
インドネシア	2	テレビ放送技術指導
	1	テレビスタジオ指導
	1	テレビ送信技術指導
マレーシア	1	テレビ送信機保守指導
	2	テレビ放送技術指導
フイジー	1	ラジオ放送技術指導
アフガニスタン	3	テレビ放送技術指導
	4	テレビ番組制作等指導
	1	テレビ運用技術指導
バングラデシュ	4	ラジオ教育放送計画調査
モルディヴ	1	放送総合企画指導
	1	テレビ番組編成指導
	1	テレビ放送技術指導
中近東アフリカ計画	計 3名	
アラブ首長国連邦	2	テレビ放送技術指導
ウガンダ	1	”
中南米計画	計 5名	
ペルー	4	テレビ放送技術指導
パナマ	1	教育テレビ番組制作指導
国際機関計画	計 1名	
アルゼンティン	1	ITU セミナ講師（海上移動業務）
UNDP/ITU 計画	計2名(注)	
イエメン・アラブ	1	無線規則等指導
ザンビア	1	無線通信指導
合 計	34名	

(注) 2名とも準専門家である。

放送事業体において、テレビ放送技術、テレビ放送番組制作、放送局の建設、運用及び保守についての指導、要員の訓練、市場調査等を行うものであるが、最近は電気通信分野と同様政策顧問的な任務も増加している。

52年度については、前年度から継続のものを含めて、コロンボ計画で23名、中近東アフリカ計画で3名、中南米計画で5名、UNDP/ITU 計画で2名、国際機関計画で1名、計34名の専門家が派遣されており、その内訳は第 2—8—10 表のとおりである。

ウ 開発調査

(ア) 電気通信関係

この分野の開発調査は37年度にボリヴィアに対して実施したものが最初であるが、その後、漸次増加の傾向にあり、以来52年度の11件（第 2—8—11 表参照）を加え、同年度末までに53件となっている。

これらの調査は、国内電信網開発計画、地域電気通信網開発計画、マイクロウェーブ回線網建設計画、同軸ケーブル計画、衛星通信地球局建設計画等その分野は多岐にわたっており、これらの計画に関して、それぞれ基礎調査、フィージビリティ調査、基本設計又は技術仕様書の作成等を行ったものである。

(イ) 電波・放送関係

電波・放送分野の開発調査は、41年度に実施したタイのテレビ放送網建設計画調査が最初で、その後も多くの調査団を派遣し、52年度に実施した1件（第 2—8—12 表参照）を加え、52年度末までに21件となっている。

これらの調査は、放送網の整備拡充計画、ラジオ及びテレビの放送局建設計画、無線航行援助システム整備計画等に関して、それぞれ予備調査、フィージビリティ調査、実施設計等を行ったものである。

第 2—8—11 表 52年度電気通信関係開発調査実績

調 査 名	派遣期間	人員数	概 要
タイ 首都圏電話網拡充計画 調査	10日	4名	タイ電話公社 (TOT) の第 3 次電話網拡充計画 (1977年～1984年) 中の首都圏内に新增設する各電話局間の中継線網の実施設計方針、実施設計の進捗状況等について現地調査を行うとともにタイ政府と打ち合わせるための派遣
タイ 首都圏電話網拡充計画 実施設計調査(第一次)	168日	15名	首都圏にある市内電話局の教局に係る中継線網及び線路網の実施設計
タイ 首都圏電話網拡充計画 実施設計調査(第二次)	21日	2名	上記線路網の実施設計の一部見直しのための調査
タイ 電話網拡充計画調査	14日	3名	TOT 第 3 次電話網拡充計画中の既存市内交換機の増設等のプロジェクトについて円借款供与に関連し、その技術的検討及び経済的審査を行うための派遣
マレーシア 東西マレーシア海底ケーブル敷設計画事前調査	15日	6名	長距離電話網リンク化計画の一環である東西マレーシア間に長距離大容量海底同軸ケーブルを敷設する計画について、東西マレーシアの通信需要等を調査し、海洋調査のための資料を収集するための事前調査
マレーシア 東西マレーシア海底ケーブル敷設計画調査	32日	7名	上記事前調査の結果を踏まえて、海洋調査を行い、本計画の実施可能性を確認するためのフィージビリティ調査
マダガスカル 南部マイクロウェーブ回線建設計画調査	43日	10名	首都、フィナランツォア及びビュレアルを結ぶ南部マイクロウェーブ回線建設計画について、資料収集、現地調査等を行い、本計画の

調 査 名	派遣期間	人員数	概 要
			実施可能性を確認するためのフィージビリティ調査
フィリピン ルソン島北部電気通信 網建設計画事前調査	15日	5名	ルソン島北部イロコス・ノルテ地方及びカガヤン地方の電話網を整備拡充計画について、通信事情調査及び資料収集等を行うとともに本格調査の作業範囲を定めるための事前調査
フィリピン ルソン島北部電気通信 網建設計画調査	77日	13名	上記事前調査の結果を踏まえて、本計画の実施可能性を確認するためのフィージビリティ調査
タイ、マレーシア、シン ガポール 海底ケーブル敷設計画 事前調査	22日	7名	タイ、マレーシア及びシンガポールの3か国を結ぶ海底同軸ケーブルを建設し、国際通信幹線の多様化による電話等サービスの拡大、向上を図る計画について、本格調査（海洋調査）に必要な資料収集、関係機関との打合せ等を行うための事前調査
パキスタン 電子交換機導入計画調 査	11日	3名	今年度円借款供与の約束を行った電子交換機導入計画について、その技術的検討及び経済的評価を行うアプレーザル調査

(注) 1. タイ首都圏電話網拡充計画実施設計調査（第一次）について、その調査完了後、報告書案説明のため、2度にわたり、10日間3名及び10日間3名を現地に派遣した。

なお、この実施設計調査（第一次）作業は、我が国政府の委託を受けて、民間コンサルタント会社が実施した。

2. スリ・ランカ電話網拡充計画調査（51年度実施）、マレーシア東西マレーシア海底ケーブル敷設計画調査、マダガスカル南部マイクロウェブ回線建設計画調査及びパキスタン中央電気通信研究所建設計画調査（51年度実施）について、それらの調査完了後、報告書案説明のため、それぞれ15日間5名、12日間4名、14日間5名及び14日間8名を現地に派遣した。

第2—8—12表 52年度電波・放送関係開発調査実績

調 査 名	派遣期間	人員数	概 要
バングラデシュ テレビスタジオ実施設 計調査	21日	7名	ダッカの放送局に設置する公開テ レビスタジオの内装設計につい て、51年度事前調査を行ったが、 その結果を基にした実施設計を行 うための調査

(注) ケニアFMラジオ放送網拡充計画調査(51年度実施)及びバングラデシュ・テレビスタジオ実施設計調査について、それらの調査完了後、報告書案説明のため、それぞれ14日間3名及び13日間6名を現地に派遣した。

エ 海外技術協力センター

電気通信分野における海外技術協力センターとしては、35年度に開設されたタイ電気通信訓練センターが最初であるが、以来、パキスタン電気通信研究センター、メキシコ電気通信訓練センター及びイラン電気通信研究センターが加えられ、計4センターについて協力をを行っているが、これらはいずれも良好に運営されており、とりわけ、タイ電気通信訓練センターは、44年度にモンクット王工科大学に発展するなど、その実績は、我が国の海外技術協力センターの中でも高く評価されている。

また、ジョルダンに新たに電子機器の保守、試験並びに校正及び標準化を行うジョルダン王立科学院電子工学サービスセンターを設置するため、51年度に実施した事前調査にひきつづき、52年度に、21日間6名の専門家からなる実施協議チームを派遣し、合意議事録に基づいてセンターを発足させた。来年度から本格的な協力が行われる。

現在協力中の各センターの概況は第2—8—13表のとおりである。

第2—8—13表 海外電気通信訓練・研究等センターの概況

センター名	開設年月	概 況
タイ・モンクット 王工科大学(旧タ イ電気通信訓練セ	35年8月 (44年度 に大学に	本大学通信工学科は、旧タイ電気通信訓練センターが3年制のノンプリ電気通信大学に、次いで5年制の大学に昇格したもので、この

センタ名	開設年月	概況
ンタ)	昇格)	<p>間52年度末に総額約2億円の機材が供与されている。</p> <p>52年度には教官として電子回路設計1名、伝送工学1名、電子計算機2名、計4名の専門家が派遣された。</p> <p>また、我が国の専門家が受け持っている教科目を早期にタイ側へ引き渡すためのカウンターパートの我が国への受入れも行っており、52年度には9名を受け入れ、研修を実施した。</p>
パキスタン電気通信研究センタ	38年11月	<p>本センタは、同国の必要に適合する電気通信機器の研究開発を行うもので、我が国から52年度までに総額約1億7千万円の機材が供与された。</p> <p>52年度には9名の専門家が派遣されるとともに2名のカウンターパートを我が国で受け入れ、研修を行った。</p> <p>同国は現センタをハリプールから首都イスラマバットへ移転させ、新しく「中央電気通信研究所」として整備拡充しようとする計画を有しており、我が国は、その計画について事前調査(48年度及び49年度の2回)及び実施設計調査(51年度)を実施し、51年度に建物等のために約10億円の贈与を行っているが、52年度には更に建物、研究用機材のために約12億円の贈与を行い、また、贈与に係る同研究所に搬入する研究用機材リストの報告書案を説明するため、14日間8名からなる専門家を現地に派遣した。</p>
イラン電気通信研究センタ	47年9月	<p>本センタに関する協定は、51年3月に終了したが、その後も同国における電気通信分野の研究開発のため専門家をひきつづき派遣して協力を行っている。</p> <p>同センタには52年度末までに総額約2億6千万円の機材が我が国から供与されている。</p> <p>52年度には9名の専門家を派遣した。</p>

センタ名	開設年月	概 況
		<p>また、52年度に受入れ、研修を行ったカウンターパートは1名である。</p>
メキシコ電気通信訓練センタ	42年12月	<p>本センタに関する協定は、46年及び48年に2年間ずつ延長され、50年7月の協定終了まで指導を行い、電気通信に従事する職員の訓練に大きな成果を収めたが、協定終了後もひきつづき専門家を派遣し協力しており、52年度には3名派遣した。</p> <p>我が国が供与した機材は、52年度末までに総額約1億8千万円である。</p> <p>カウンターパートの育成については技術移転がほとんど完了したと考えられるため、我が国での研修は実施していない。</p>
ジョルダン王立科学院電子工学サービスセンタ	52年12月	<p>本センタについて51年度実施した事前調査にひきつづき、52年度には21日間6名の専門家からなる実施協議チームを派遣し、52年12月合意議事録に基づいて本センタが発足した。</p> <p>本センタは、同国における電子機器の保守、試験並びに校正及び標準化を行うものであり、それに対し我が国は、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与を行い、4年間にわたり協力する。</p>

(3) 資金協力

通信分野における資金協力は、37年度にパキスタン電信電話施設拡張計画に対して供与された円借款に始まるが、その後次第に対象プロジェクトも増え、その分野もマイクロウェーブ回線網建設、衛星通信地球局建設、沿岸無線網整備、ラジオ及びテレビ放送局建設等多岐にわたり、被供与国もアジア地域はもとより、中近東・アフリカ、中南米地域に広がっている。

52年度末までの円借款供与プロジェクトは52年度の8件（第2—8—14表参照）を加え70件である。

また、無償協力として52年度にパキスタン中央電気通信研究所建設計画及

第2—8—14表 52年度通信分野における円借款一覧表

供与約東 成立年月日	供与先	金額 (百万円)	供与 機関	年利 (%)	据置 期間 (年)	返済 期間 (年)	対 象 プ ロ ジ ェ ク ト	貸付契約 締 結 日	貸出状況 (52年 度末)	備 考
1977. 4. 5	パキスタン	1,900	基金	3.5	10	30	電子交換機導入 計画	1977. 5. 23	一部	カラチ国際電話交換機 及びラホール市内電話 交換機
1977. 4. 26	ザンビア	2,170	輸銀	4.75	7	20	ラジオ・テレビ 放送網拡充計画	1978. 4. 1	0	
1977. 4. 30	アルジェリア	(3,700)	基金	3.75	"	25	マイクロウェー ブ網建設計画	1977. 9. 8	一部	テイズイウス, ティア レット及び南部の3地 区
1977. 6. 10	タイ	5,850	"	3.25	"	25	首都圏電話網拡 充計画	1678. 2. 24	"	第4次円借款 タイ電話公社の第3次 電話網拡充計画の一環
1977. 12. 2	スリ・ランカ	1,940	"	3.5	10	30	電話網拡充計画	1978. 3. 7	"	コロンボ区域外第2次 電気通信開発計画
1978. 3. 29	タイ	9,480	"	3.25	7	25	首都圏電話網拡 充計画	未 定	"	第5次円借款 タイ電話公社の第3次 電話網拡充計画の一環
1978. 3. 31	ペルー	3,600	"	5	"	20	国内衛星用可搬 型地球局建設計 画	"	"	リマ, イキートス, タ ラポト及びプカルパの 4都市に設置
			"	"	"	"	マイクロウェー ブ網建設計画	"	"	セロデパスコープカル バ間

(注) 1. 「返済期間」は、据置期間を含んだ期間である。

2. アルジェリアに対する円借款額は、1974年の同国に対する円借款供与額の中から支出されるものである。

びインドネシア 国内電気通信網拡充計画の2件のプロジェクトに対し総額14億4千万円の贈与が行われた。

3 今後の課題

我が国は、政府開発援助の対 GNP 比が他の先進国に比較して低すぎるとの批判にこたえるため、政府開発援助を今後3年間に倍増する方針を公表している。したがって、通信・放送分野においても、この国策に沿って、国際協力を更に一層積極的に推進してゆかなければならないが、そのさい、特に次の点に留意しなければならない。

通信・放送開発の基本的特性は、ハードウェアとソフトウェアを結合させた高度の技術と長期にわたる多額の資金とを必要とする全国的規模のシステムを作り上げて運用することにある。これは、計画の策定からシステムの設計、入札、施工、施設の運用・保守、技術者の養成に至る過程を経て実現されるものである。これを国際協力の側面からみると、政府ベースでの専門家調査団の派遣、研修員の受入れなどの技術協力と円借款などの資金協力を有機的に組み合わせ、更に民間ベースでの協力も活用して推進することにより、はじめて効果的に実現されるものである。実際に、開発途上国ではこのような有機的かつ一貫した協力を求めている。しかし、我が国の場合、特に通信・放送の分野では、このような協力を推進する体制が必ずしも十分に確立されていない現状である。したがって、今後、通信・放送分野における国際協力を推進してゆくとするれば、このような観点からの協力体制の整備と強化が必要であり、具体的には次の諸点に配慮してゆく必要がある。

第一は、通信・放送開発プロジェクト発掘活動の強化である。我が国が今後政府開発援助を積極的に展開するとなれば、まず開発途上国の開発計画に対する資金協力の拡大が想定されるが、これを実行するためには、具体的な協力案件の手持の増大を図っていく必要がある。そのためには、適切な新規プロジェクトの発掘に積極的に努めなければならない。通信・放送分野においても、コンサルタントを活用し、コンサルタントが行う事前調査に政府補

助を行うなどして活動の強化を図っていく必要がある。

第二は、施設の運用・保守に関する協力体制の確立である。開発途上国では、通信・放送施設が完成しても、これを運用し、保守していく技術者が少ない。このため、最近特に大規模プロジェクトを進めつつある産油国等では運用・保守についての協力が必須となっている。運用・保守については、比較的長期間多数の要員が必要となるが、通信の場合、現地でその指導に当たりうる人材が非常に少ないのでこのような人材の育成、確保が急務となっている。したがって、今後、政府補助など積極的な助成を行って運用・保守の協力体制の確立を図っていく必要がある。

第三は、海外からの技術研修員受入れ体制の整備、強化である。開発途上国の通信技術者に対する技術研修は、途上国の人材養成に貢献するところが大きい。我が国では、これらの研修は、その技術的特性から、郵政省のほか、電電公社、国際電電、NHK、民間放送、その他通信関係メーカーの協力を得てそれぞれの自社職員のための訓練施設などを利用して行っている。このため、研修はこれらの施設があいている期間に限定されるなどの制約が多く、集団コースの増設等も難しい実情にある。また、このほか、資金協力の進展や我が国機器の導入に伴う新技術習得のための個別的、長期的な研修需要も増加してきているが、現在の体制が集団研修主体となっているため、これらの需要に適切に対応することが難しい状態にある。このような動向に対処し効果的な研修受入れ活動を行っていくためには、現在の研修体制の見直しと長期展望に立った研修体制の整備が必要である。